

【農林水産委員会における質疑】

- 1、 今回の都市農地の貸借円滑化法の制定の意義をどうとらえているのか
- 2、 農地の貸借の弾力化は、新しい発想なのか
- 3、 これまでと違う借り手をどう管理・監督するのか
- 4、 こうした制度の意義について、地方都市等でも有意義な取り組みとして、認識されているのか
- 5、 地方都市では、税収が減るという認識があるのではないのか
- 6、 自治体の、生産緑地化への動き
- 7、 生産緑地化に向けた、現行の街づくりの限界をどう乗り越えるのか
- 8、 街づくり、緑づくりに貢献する貸借による、街づくりを全省庁あげて取り組むべき

○山田俊男君

私に与えられている時間はほんの僅かでありますので、早口にぱっとしゃべりまして、一番最後に齋藤大臣から決意のほどをお聞きするという形にしたいというふうに思います。

本来、川田先生、今質疑されていまして後半の部分、大変いい質疑をされておられまして、私もそれをフォローする形でやりたかったわけですが、まあ、この次の機会に残しておこうということでもあります。

お手元にこの資料があります。見ていただきまして、都市農業振興施策の策定の推移なんですけど、平成十一年、食料・農業・農村基本法というのができまして、ここに基本法第三十六条においてと書いてあります。都市について書いてございます。都市及びその周辺において農業について云々ということを入れてあるわけでありまして、この文言を入れるのにえらい苦勞をしたんです。私は、全国農協中央会の常務をやっておりましたが、その際、もう農林省へ何度も通って、何としてもこれを入れましょうとって取り組んできた経緯があります。

そして、それから平成二十七年に都市農業振興基本法を策定させていただきました。これも各党の皆さんに本当に足しげく通って、先ほどもありましたが、これ、各党全部満場一致、どこの委員会も本会議も全部満場一致で決めてきた法律なんですよ、この法律。いや、涙が出るほどうれしかったわけでありまして。

さて、都市農業振興基本計画、平成二十八年は、この基本法にのっと

って、それこそ農林水産省だけじゃなくて国交省も、それから総務省も、よく連携取ってこれを作り上げていただいたというふうに思います。その流れをもって、そしてやっていただいたのが、平成二十九年の生産緑地法等の改正であったり、ここにありますような税制上の改正措置でありまして、これも各省庁が本当に連携してやってくれたというふうに思います。まさに、都市農地、都市農業をどんなふうに生かすかということはこの日本の国土の在り方として当然みんなで考えなきゃいかぬという一致した思想の下、努力の下になされたものというふうに思っております。感謝申し上げます。

ところで、私事で恐縮ですが、ちょっと言いますと、私が今日のこの法案をやっぱりやらなきゃいかぬのじゃないかといって思ったのが、東京都内の農業者を、杉並の農業者を訪ねた際、老農業者から聞いたんです。それは、自分のこの農地と緑を残したいが、息子はサラリーマンやっていて後は継がないと。しかし、孫は農業が好きそうで手伝ってくれてもいると。この孫が自分の後を継ぐまでこの農地と環境を維持しておきたいということだったんです。だったら、これを何とかできないかということで、今度よく仕上げていただいたというふうに思っております。

しかし、この今の掛けている法案、そしてこれを税制上の措置も含めてちゃんとやれるということになるためには、先ほど川田先生もおっしゃってもらったけれども、要は生産緑地化しなきゃ駄目なんだ。ところが、その生産緑地化をするのに、各市町村、先進的な市町村、町づくりをかくのごとくやっているよ、見事だろうというふうに市長が誇っているところで、それじゃ農業者はどうかといったら、宅地並み課税で、水田作っただって八万円にしかない。しかし、税金は宅地並み課税と都市計画税入れて十二万円ぐらいになっちゃう。これじゃもうかなわないと言っている。

だったら、そういうところをもう一回ゾーニングし直して、市街化区域を生産緑地化することも含めて手だてを講じられないかといったら、行政は自治体の行政も、いい町つくっているというならいい町つくっていることを誇りに思ってよく考えればいいのに、とてもじゃありません、そのうちに住宅地化しますからとんでもありませんという話なんです。これでは駄目なんです。何としてでも、これはきちっとやはり生産緑地化していく取組の中で、どうぞ税制の問題も、住みよい緑の町づくりをしっかりとつくっていくという立場からも努力が徹底して必要、こんなふうに思っているところであります。

ところで、私が懸念しているところもありまして、要は税制の問題であって、先進的な町づくりの評判の市でも、今言いましたように、市街化区域もしっかり定めているけれども、耕作者は、場合によったら、宅

地並み課税と都市計画税を払ってこれやっているんだけど、そのうちに売れるかもしれぬなんて思いがあるものだから、これまた乗ってこないという難しいところがあって、広域に市街化区域設定したのに、ばらばら、ばらばら。これじゃ、何のために、大事な狭い国土をどうするんだという大変心配があるというふうに思っております。また繰り返して言いますが、農林省、国交省、総務省、徹底して連携してこの地域づくりのために全力を挙げてもらいたい。そのまず第一歩の法律がこうしてできたわけでありますから、それに依拠してどうぞどうぞ進めていただきたいというふうに思います。

以上で終わります。それで、大臣に対して今言ったことの決意で、しっかり緑の町、住みよい町づくりをつくり上げる、その努力、頑張ってもらいたいということを申し上げて、早くこの法律を押し上げましょう。よろしくお願いします。

○国務大臣（齋藤健君）

この出発点となりました都市農業振興基本法は議員立法で、当時農林部会長で、山田先生と一緒に汗をかいて、当初は御案内のように国土交通省も、今日来ているかどうか分かりませんが、大変後ろ向きだったのを何とかここまで引っ張ってきて、哲学の転換というものを先生と一緒にやらせていただいて、あれは基本法ですから、具体的な前進というのはこれからということでありまして、その後、基本計画ができて、それで税制改正も少しずつでありますけど進んできて、ようやくここまで来たなという思いであります。

それで、この政策については山田委員と一二〇%気持ちが一貫していてうれしいなと思うんですけども、いずれにしても、まだまだ私はやることがあるなと思っておりますので、この法律の成立をした暁には、きちんとフォローしながら、また次にやるべきことについてもきちんと対応していきたいというふうに思っております。

都市にある農地は残すべきものだし、すばらしいものなんだということを念頭に置いて、一人でも多くの方に理解をしてもらい、そして前進を進めていけるように努力をしていきたいと思っております。

○山田俊男君

どうもありがとうございました。終わります。